

(株)メディカ・コンサルティングの 医療経営 Q&A

知って満足!

どう変わる? 医療法人制度

医療法人制度 第5次医療法改正



今年医療法が改正されたようですが、我々民間医療法人はどのようなことに注意すれば良いですか?

(金沢市 X病院事務長)



今回の改正により ①医療法人の解散時残余財産の帰属先の制限 ②自主的運営基盤の強化 ③医療法人の附帯業務の拡大 ④社会医療法人の創設などの見直しが行われました。この中にはすぐに対応が必要なものと、中・長期的に検討すべきものがありますので、今回はすぐに対応が必要なものについて数回に分けて回答致します。

まず ②の運営について現在進行期から対応が必要です。

まず、医療法人決算書類については新たに事業報告書、監事監査報告書の作成、提出が医療法にて規定されました。提出期限は毎会計年度終了後3月以内です。また、閲覧についてはこれまで法人事務所のみ閲覧が可能でしたが、改正により県での閲覧も可能になります。なお今後は一般の人も閲覧可能であり、閲覧対象拡大で対外的透明性を強化する目的があるものと思われます。

続いて、理事・監事・社員総会についても重要な改正があります。

役員の任期、監事の職務、社員総会等の招集方法について、これまではモデル定款による運用上指導でしたが、これらも医療法に明記されました。

役員の任期は2年などこれまでと変わらない点もありますが、法で規定されると言うことは守られない場合は罰則も有ると言うこととなりますので、役員構成等の形骸化には注意下さい。

また、監事監査報告書の作成以外にも、監事には業務面での監査も求められており、今後は監事の権限が強化されると共に実務能力も求められます。



晶経営グループ

株式会社メディカ・コンサルティング

〒920-0841 金沢市浅野本町2丁目9番25号
Tel 076-252-0162 (代) Fax 076-251-4615 <http://www.hatakekeiei.com/>

グループ企業: 晶税理士事務所